

特定非営利活動法人 School Voice Project

倫理規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 **School Voice Project**（以下「法人」という。）の役員及び職員（以下、「役職員」という。）による厳正な倫理に則った職務の遂行に資するために必要な事項を定めることにより、法人の公正かつ適正な事業活動を確保し、もって法人に対する社会的信頼の一層の向上に資することを目的とする。

(組織の使命及び社会的責任)

第2条 法人は、その設立目的に従い、その社会的使命と職責の重大性を十分認識して、事業運営にあたらなければならない。

(社会的信用の維持)

第3条 法人は、常に公正かつ誠実に事業運営に当たり、社会的信用の維持・向上に努めなければならない。

法人の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 業務の執行にあたっては、公正、公平を旨とし、公益の増進に資する質の高い価値を創出することに努める。

(イ) 法人のインターネット上の公式アカウントからの情報発信はもとより、個人で開設しているアカウントも含めて、個人又は団体を中傷、誹謗する内容の情報発信、職務の公正性又は中立性に疑義を生じさせるおそれのある内容の情報発信、その他法人の信用を傷つけ、又は全体の不名誉となる内容の情報発信を行わない。

(基本的人権の尊重)

第4条 法人は、人権、多様性、異なる価値観を尊重し、法人と関係を持つ全ての人々に対し、いかなる場合においても敬意をもって接するものとする。

(法令等の遵守)

第5条 法人は、関連法令及びこの法人の定款、倫理規程その他の規程、内規を厳格に遵守し、社会的規範に反することなく、適正に事業を運営しなければならない。

2 法人は、反社会的勢力との取引は一切行ってはならない。

法人の役職員は、以下のことに留意して行動しなければならない。

(ア) 業務時間内はもとより業務時間外においても、公益の増進を図る法人の役職員であることを自覚し、社会的規範や各種法令の遵守、並びに各種事故防止に努める。

(イ) 法令違反、倫理規程違反、その他社会的規範に反する行為を発見した場合は、遅滞なく上司、或いは代表理事もしくは事務局長に報告する。

(私的利益追求の禁止)

第6条 法人の役職員は、公益活動に従事していることを十分に自覚し、その職務や地位を自己又は第三者の私的な利益の追求のために利用することがあってはならない。

(利益相反等の防止及び開示)

第7条 法人の役職員は、職務の執行に際し、法人との利益相反が生じる可能性がある場合は、直ちにその事実の開示その他法人が定める所定の手続きに従わなければならない。

(特別の利益を与える行為の禁止)

第8条 法人の役職員は、特定の個人又は団体の利益のみの増大を図る活動を行う者に対し、寄付その他の特別の利益を与える行為を行ってはならない。

(情報開示及び説明責任)

第9条 法人は、その事業活動に関する透明性を確保するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に開示し、社会の理解と信頼の向上に努めなければならない。

(個人情報の保護)

第10条 法人は、業務上知り得た個人的な情報の保護に万全を期すとともに、個人の権利の尊重にも十分配慮しなければならない。

(規程遵守の確保)

第11条 法人は、必要あるときは、理事会の決議に基づき委員会を設置し、この規程の遵守状況を監督し、その実効性を確保する。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

付 則

1. この規程は2024年3月25日から施行する。(2024年3月24日理事会議決)